

# 石綿作業主任者技能講習のご案内

労働安全衛生法第14条により、建設業においては「石綿等が使用されている建築物又は工作物の解体等の作業を行わせる場合」は、都道府県労働局長に登録した教習機関が実施する石綿作業主任者技能講習を修了した者でなければ当該業務に従事させてはならないことになっています。

つきましては、当支部では標記の技能講習を下記のとおり実施することとしましたので、ご案内申し上げます。

なお、平成18年3月31日までに「特定化学物質等作業主任者技能講習」を修了した者は、「石綿作業主任者」の業務も行うことができます。

講習日時等	<p><b>◆ 令和3年 5月25日（火）～ 26日（水）【2日間】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■健康障害及びその予防措置に関する知識 [2時間]</li> <li>■作業環境の改善方法に関する知識 [4時間]</li> <li>■保護具に関する知識 [2時間]      ■関係法令 [2時間]</li> <li>■修了試験 [1時間]</li> </ul> <p>※使用テキスト：中央労働災害防止協会発行の「石綿作業主任者テキスト」 建設業労働災害防止協会発行の「目で見る石綿作業の安全」</p>
会 場	<p><b>建設業安全衛生技術センター</b> (沖縄県沖縄市海邦町3-17 Tel/Fax 098-934-1660)</p>
定 員	<p>80名 ※定員に達し次第締切させていただきます。</p>
受 講 料	<p><b>【一般価格】12,010円</b> (受講料9,420円+テキスト2,490円+保険料100円)  <b>【会員価格】11,510円</b> (受講料9,420円+テキスト1,990円+保険料100円)</p> <p>※会員価格は、建災防沖縄県支部会員事業場が受講料等を負担する場合にのみ該当いたします。 会員事業場からのお申し込みであっても、受講料を受講者個人が負担する場合は一般価格となります。(会員事業場に所属する受講者に限ります。)</p>
申込方法	<p>■隨時受付けいたしますので、所定の申込用紙を記入し提出（郵送可）して下さい。提出していただいた方へ講習会の1ヶ月前までに、日程及び受講料の支払い方法等を記載した「講習会通知書」を送付いたします。</p>

